

鈴鹿市ラブホテル建築等規制に関する条例の廃止への意見を募集します

本市では、昭和57年から58年にかけて、いわゆるラブホテルの新規営業が相次いだことから、これ以上の新規営業を抑制する趣旨で、昭和58年11月1日に鈴鹿市ラブホテル建築等規制に関する条例を施行しました。

当時は、ほかにラブホテルを規制する法令がありませんでしたが、平成23年1月1日までに、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律及び旅館業法による規制が強化され、現在では、条例がなくとも、市内にラブホテルが新規営業されるおそれなくなったことから、本条例は役目を終えたものとし、廃止する方向性につきまして、広く市民の皆様からご意見を募集します。

なお、条例廃止後の経過を監視するため、新たな指導要綱を制定し、引き続き、旅館等の事業計画を把握するとともに、必要な指導を行う予定です。

◇意見募集期間 平成29年10月10日（火）から平成29年11月10日（金）まで

◇意見を提出できる方

市内に在住・在勤・在学の方、本市に納税義務を有する方、本案に利害関係を有する方

◇本案の公表場所

建築指導課（市役所本館9階）、地区市民センター、総務課（市役所本館4階）、
鈴鹿市ホームページ（<http://www.city.suzuka.lg.jp>）

◇意見提出方法

- (1) ご意見の提出の際には、必ず、住所及び氏名（市外在住の方は就業または就学先名称も記入）を記入してください。
- (2) ご意見は、意見の趣旨を明瞭に記載していただきますようお願いします。
- (3) ご意見の提出は、なるべく、添付の意見記入シートを使用してください。なお、意見記入シートと同等の任意様式を使用していただくことは可能です。
- (4) ご意見の提出は、直接、窓口（建築指導課、地区市民センター）へご持参いただくか、ファクス、電子メール又は郵送（〒513-8701 建築指導課宛（鈴鹿市神戸一丁目18番18号）、意見募集期間最終日の消印有効）で、建築指導課へ提出してください。

◇意見の取扱い

提出されたご意見は、個人が特定されないように類型化してまとめ、その類型ごとに市の考え方について市のホームページなどを通じて、平成29年12月上旬頃に公表させていただきます。なお、ご意見に対する個別の回答はいたしませんので、ご了承ください。

【事務担当】鈴鹿市都市整備部建築指導課 建築指導グループ

Tel : 059-382-9048 Fax : 059-384-3938

E-mail : kenchikushido@city.suzuka.lg.jp